

# 産業建設常任委員会会議録

[平成23年 5月23日開催]

南あわじ市議会

# 産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年 5月23日  
午前10時00分 開会  
午前11時55分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

### 欠席委員

なし

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
農 業 振 興 部 長	奥 野 満 也

都市整備部長	山	田	充
下水道部長	道	上	光明
産業振興部次長	興	津	良祐
農業振興部次長	神	田	拓治
都市整備部次長	山	崎	昌広
下水道部次長	松	下	修
産業振興部商工観光課長	阿	部	員久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真由美
産業振興部水産振興課長	早	川	益弘
農業振興部農林振興課長	松	本	安民
農業振興部農地整備課長	大	瀬	久
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須次
都市整備部管理課長	和	田	幸三
都市整備部建設課長	赤	松	啓二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀利
下水道部企業経営課長	江	本	晴己
下水道部下水道課長	小	谷	雅信
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展弘
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀次
国民宿舎支配人	北	川	満夫

## II. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
① 産業振興の推進について	
② 農業振興の推進について	
③ 都市整備事業の推進について	
④ 下水道事業の推進について	
⑤ 農業委員会に関すること	
2. その他……………	37

## III. 会議録

# 産業建設常任委員会

平成23年 5月23日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時55分)

○廣内孝次委員長 皆さんおはようございます。

昨日今日と天気予報では雨となっておりますけども、大変雨が少なく、タマネギ農家におきましてはすごく期待をしておりましたけども、本日あたり、多少降っていただければという気持ちはあります。

それと、この前から中学生のトライやるウィークが始まっていますけども、やはり中学生の働く姿を見ましても、何かすがすがしい気持ちがいたします。各事業所様におかれましては、本当にいろいろな面でご支援いただいて、本当に御礼を申し上げたいと思います。

それではただ今より、産業建設常任委員会を開催いたします。

本日、市長と地籍調査課、和田課長が欠席となっております。

それでは最初に副市長ご挨拶をお願いします。

○副市長(川野四朗) 皆さんおはようございます。

今も委員長からもお話がありましたように、今年はちょっと雨が少ないのが気に掛かっております。特に本庄川ダムでは警戒水位を切っておりまして、渇水対策協議会をつくって今、三回目の委員会をしておるところでございます、これからの雨を期待しておるところでございますが、これから梅雨、台風期にあたりますので、なんとかほどほどの雨で、うまく満杯になっていただくように期待をしておるところでございます。

今日も西日本では少し強い雨がということが言われていますので、期待をしておるところでございます。

昨日もケーブルネットワーク淡路の初めての体験といいますか、初めての催しということで生放送をやらせていただきました。会場の中のだ自慢は非常に盛況でございまして、席が満杯になって、立っておられる方もおられるというようなことで、非常によかったのですが、少し映像のほうは、音声と映像がずれるというようなこともあったりして、少し見苦しい点もあったようですが、最初の経験でございますので、これを生かしながら、もっともっと幅広い放送にしていきたい。

特に災害時なんかには、生放送で皆さん方にいろいろなことを刻々と伝えてきたいとい

うふうなことで、昨日もやらせていただいたわけでございますけども、昨日の経験を生かしながら、これからそういうものにも挑戦していきたいと思っております。

今日は所管事務調査ということでございますので、どうかいろいろとご指導いただきますようお願い申し上げます。

○廣内孝次委員長            ありがとうございました。

それでは所管事務調査に入りたいと思います。

1番の産業振興の推進について。2番、農業振興の推進について。3番、都市整備事業の推進について。4番、下水道事業の推進について。5番、農業委員会に関することとなっておりますが、ここで皆様方にお諮りしたいと思いますけども、一応1番から5番まで一括ということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長            異議がないようですので、一括で調査を進めたいと思います。

それでは何かございませんか。

原口副委員長。

○原口育大副委員長        少し前の新聞で、農業共済で非農家の方の加入が指摘されておったのですが、南あわじ市の現状とか、今回指摘されたというのはどういう内容だったのか、教えていただきたい。

○廣内孝次委員長        農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）    4月26日に兵庫県農業共済組合連合会に対しまして、必要措置命令ということで、発出されました。

そのことにおきましての内容につきましては、今、委員がおっしゃられた農家でない方を建物共済の中に入っていたということでもあります。

それを受けまして、兵庫県でも去年の12月ですが、常例検査で指摘を受けています。それで、その12月の常例検査で平成23年1月末現在の全加入者に対して、農業者以外の加入者に郵送で加入資格調査を実施しなさいということでございました。

その結果におきましては、最新なんですけど、23年4月末の全加入者に対しての結果としまして、27.2%の方が無資格者ということで、農家でないということで、今現在の結果に至っています。

以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 27%ぐらいの無資格の方がおられるのですが、うちのあたりも昔、商店街で大きな火事があったから、非農家の方はかなり勧めて入っていただいたという経緯がありまして、今でもかなりの方が入っておられると思うのですが、その人達というのは、今はいつているものの扱いとか、今後はどういうふうな扱いになるのか、気になるので教えていただきたい。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今後なんですけども、27.2%の無資格者に対しては、加入資格がないということで、確定通知を郵送して、まず高齢者も含みなんですけど、本人が無資格であることを認識してもらおうと同時に、また他の保険への加入もしていただくよう、連合会と協議会とで連携を図りながら確認していきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 いつも12月ぐらいに申し込みを受け付けているのですが、そしてたら、22年の12月に現状入っている人で、資格がないと言われた場合は、どういうふうな扱いになるのですか。仮に事故があった場合、対象にならないということに途中からでもなっていくということですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今現在、3月まで入っていただいている方につきましては、来年のその3月まで有効ということで、常例検査のときにも農水省との確認はして

おります。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 そしたら本人が納得していただいて、次の段階に移っていただかないといけないわけなんで、そこら辺丁寧に説明していただいて理解を得なければならぬと思っております。

もう一点、うちのその火災のその後に、八幡神社の社殿が放火されて燃えたというのがありまして、自治会として、加入していると思うのですが、そういうのも今後、農家でないので資格がないと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

それと農業倉庫も農会で入っているのですが、これは農会長の名前ででも入れればいいのかと思うのですが、その2点、いかがな扱いになりますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） その神社とかそういう寺とかなんですが、そういう集落や地域で維持管理をしている場合については、代表者の方が農家であれば加入できますということで承知しています。

それと宗教法人というかたちの宗教があるかと思うのですが、宗教法人については加入はできません。

それと農業倉庫とか集会場なども農家であれば、どなたかの個人名で加入いただくということになります。

以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 最後ですけども、神社の場合は法人が駄目だったら、宮総代の代表とか農家の人のなかで、誰かであればいけるということですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） そのとおりです。

○廣内孝次委員長 他に。

印部委員。

○印部久信委員 このことについての関連で質問したいと思うんです。

これ新聞報道で農水省から連合会に指摘があったということなんですが、これは市は建物農機具推進協議会という協議会を作って、この建物農機具共済はあくまでも任意共済でやっているわけですね。

まず、連合会から市の方に対して、今回農水省から指摘のあった非農家の加入推進について、今までこの取り扱いはどういうふうな取扱要綱があったんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） この建物共済については、事業については兵庫県の農業共済組合連合会が事業主体となっておりますので、農業災害補償法という法律がございまして、その第132条の2ということで、連合会の行う事業ということで、この事業につき、132条の2の趣旨については、市は地方公共団体としての性格に鑑み、任意共済を行えないということで、協議会と連合会とで契約を締結して事務を委託、受けているのですが、今までこういうふうに出されたということは農家以外の方もそういう加入していたということになります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、私が聞いているのは、こういうことなんですよ、連合会は南あわじ市のすべての市民の家屋を対象にして加入推進をしてもいいですよということであったのか、あくまでも農業共済がやっておる建物共済は対象は農家ですよ。農家以外は対象外ですよという指示のもとでやっていたのか、それともフリーにやってもらっても結構ですよとやっていたのか。連合会はどのような取扱要綱でやっていたのかを聞いています。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） その辺については、今までのことなんですけども、私もこのたびこちらのほうに異動してきたこともありまして、その辺の詳しいところは分からないのですが、一応、農家であるということが基本にはなっているのですが、そういう方も加入していたということしかちょっと分からないところがあるのです。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今のことですけども、今までは県のほうも自由ですよというようなかたちで推進については我々も頑張って拡大をしてくれと。共済のビデオがあるのですが、それについても誰でも入れますよと。確かに灰色な部分があったのですが、それもいけるということで、我々としては推進に力を入れてきたという現状です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 我々は聞いている範囲ではですね、農業共済は私は、農家を対象で農家以外の非農家を加入させたらいかんということも私自身もあんまり頭になかった。私もこの市のやっている建物共済についての認識はですね、農協は長期の貯蓄型の建更（建物更生共済）をやりますよ。市の農業共済は短期建更の掛け捨てをやりますよという棲み分けを暗黙の了解でだいたいやっておるといぐらいの認識であった。

今言う非農家については、どうこうというような認識はなかった。但し今回の農水省の指摘は非農家の加入が突出して兵庫県は多いということで、指摘を受けているわけですよ。

今の27.2%というのは、兵庫県の数字ですか。南あわじ市の数字はどうなっていますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは南あわじ市の数字です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 県の数字は。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 県のほうは、淡路広域のほうと、南あわじ市のほうの二つだけ調査しております。県のほうはわかりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 淡路広域は。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 資格のある人は71.2%になっております。ですので、28.8ですか。無資格が28.8%となっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が一番心配しているのは、今までは非農家で、高齢者で特に息子さんとかそういう人が外に出て、いわゆる地域に残っている高齢者の非農家。そこらの人も当然加入を引き受けていたと思うのです。この建更。今後この農水省の指摘になって、これができないとなってくるとね、私は心配しているのは、農水省が指摘したということは連合会で対応したらいいと思うのですが、その人達が建物共済に加入しにくい、しないというところが大分出てくると思うんよの。なぜならば、今の農業共済の建物共済の加入というのは長年の流れもあるのですが、極めて簡単に加入できるんです。

例えば地区の農会長さんがバーっと回って何月何日から何日まで、例えば半月から1週間の間に加入書をぱっと配布して、判押して去年通りということで、ポンとしたら、簡単に加入できるんですよ、この農業共済というのは。これが割と掛捨て掛金が安くて簡単に入れるという大きなメリットがあったわけですね。市民の皆さん方からも重宝が

られている。

これは今度、南あわじ市、これ27.2%がそういう対象家庭ということになるのやけども、全体で27.2ということですが、これ南あわじ市、28,500ぐらいの世帯数があると思うのですが、とにかく加入世帯はなんぼありますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは今の先ほどもちょっと申し上げたとおり、4月までの全加入者ということで、全体では5,494件の加入者がございます。そのうちの4,002件が資格者であるということで、これ先ほどちょっと率のことを言わなかったのですが、まだ回収率が84～85%ぐらいの回収率なので、今後もう少しそういうところ、成り行きを見て行きたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の課長の説明でざっと非農家が1,400件ぐらいあるわけですね。今現状出ている数字で。結局私が一番心配しているのは、この1,400件の市民の方々の家屋が来年度以降、どのような火災共済に入るのかということを私は心配しているわけよの。

やはり市というのは、生命財産もろもろを守るというような大きな大命題があるわけですよ。おそらくこの1,400件、私が想像している高齢者の独居老人的な2人の高齢者が住まいしているというようななんぼあるのか分かりませんが、なんぼかあるはずなんよな。この人達が来年度から建物の火災保険をどうするのかなあ。市はこれを来年から「うちは引き受けできません」と言って、ほっぽり出してしまうのか。そしたらここが困るわけよな。今更農協の長期の貯蓄型の建物共済に入るといったら、掛金が結構なお金になると思うんです。

今の農業共済の場合は、100万円に対して、なんぼですか掛金。600円か700円と違うんかな。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 1, 000万円と6, 800円なので、委員がおっしゃられるぐらいの金額です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、同じようなことになるかも知れませんが、高齢者の場合、仮に1, 000万円の火災保険に入ったら年間6, 000円から7, 000円の掛け捨てで簡単に入れるわけよ。

農協の貯蓄型になって1, 000万円やことになったら、長期の20年、30年。今、75歳、80歳の人が長期の貯蓄型の火災保険を入れない。入れないということないんやけども入れない。そういうようなことがある。

それで今、この人達を今後、どんなような保険に市が勧めるというのも不思議なことになるんですが、市がやっている火災保険なら、市がどんどん推進したらいいと思うのですが、これに代わるものというのは何があるのかということになっとるんよな。

今、兵庫県がどんどん勧めているフェニックスというのがありますよね、5, 000円で600万円か。今年は1, 500円を掛け金プラスしたら付加価値あるものができるというのがある。

もう一つこれに代わる県民共済というのがあるはずですけども、県民共済というのは、南あわじ市でどれぐらいの戸数が入っているか分かりますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 県民共済なんですけど、これが、元請けが生活協同組合になっていますので、個人団体さんということでございますので、全国の加入件数はパンフレットでもあるのですが、292万件ございまして、兵庫県の加入件数が約18万件と聞いております。それで淡路島全体とか南あわじ市のところは調査をしておりませんということでございますので、ご了承願いたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の全国で229万ということなんですね。全国の世帯数とい

うのはだいたい4,000万～4,500万世帯と思うんですね。だからだいたい入っているのが6%ぐらいやな、割合として。兵庫県の場合、18万件というのは兵庫県の世帯数がだいたい180万～190万世帯だと思うんですわ。ということは1割入っているの。加入割合1割、県民共済に入っているの、ざっとですよ。

この県民共済というのは農業共済が100万円に対して600円、700円ということに掛け金になるのですが、県民共済というのは火災保険対象金額100万円に対してなんぼぐらい。掛け金。まずこれは掛け捨てか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 大変申し訳ないのですが、県民共済については、個人企業というか、民間企業になりますので、その辺はちょっと比較というか、そういうのは差し控えさせて貰いたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、農業共済で今まで引き受けていた農家以外の非農家の共済が引き受けできないとなる。県民共済も現状はこうである。加入手続きはどんなのか、私は分かりませんが、農業共済の建物共済に入るほど簡単でないと思うんです。

ですからこの1,400件のうち、非農家の後期高齢者何件あるか分かりませんが、ここらを今後、どんなようにして、この火災から守っていくような対策を市として、市としてというよりも、連合会、そこらはどんなように考えているのかなと思うね。うちはあかんさかい、どうぞ他のところに自由に入って下さい。それも言ってしまったらそれまでやけど、そんなのもんでいいのかなと思うのですが、課長、連合会からどんなような指示というか、今、こういうことをやっているとか、何か情報ありますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 議員おっしゃられることなんですが、先ほども原口委員さんにも話をさせて貰ったのですが、通知というか加入資格がない人に、まず通知を、今は27.2%なんですが、そういう加入資格のない人にまず通知をしていくというこ

とで、まず通知します。それでその後にもまた連合会なり、うちとでまたどういう形ですかちょっと分かりませんが、来年の引き受けまでにそういうところの本人がまず資格がないことを認識して貰わないとあかんと思いますので、それを同時にやっていくのと同時に、その保険の加入のほうもその人達に伝えていくようなかたちをしていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、これ市としてもいくら任意共済といえども、推進協議会を作って、確か推進協議会の会長は中田市長だったと思うんですよ。今までそういうことで火災を守るための共済をやってきたわけですね。来年度から加入者の27.2%というのが対象外になるということになった場合、その対応ということは今課長が言ったように通知とかもろもろで通知するのももちろん大事だと思うのですが、放っておくわけにはいかないと思うのですが、何らかの対応を考えてあげないとね。後は自分の家は自分で守るのです、あんた方、好きなところいいように考えてください。これではいかんように思うんですがね。今、ここで結論出るとは思わないんですが、そこらは連合会ともよく相談して、引き受け漏れがあって、火災となって、保険今年に限って入っていなかったということがないように、きめ細やかな指導をできるようにやってほしいと思います。

それと一点、これに関連して、最近、1週間か10日前に賀集の八幡地区で民家火災があったわけですが、あの場合は、まず、市の建物共済に入っていたのか、入っていなかったのか。その加入者は農家か非農家だったのか。ちょっと答えてほしいと思います。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 建物共済には入ってございました。それで農家であるかどうかというところなんです、その辺はちょっと確認はしていないのですが、その辺の対応はすぐさせていただきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今課長いったようにね、農業共済の建物共済に加入していたんよな。

それはそれでいい。

来年からよ、ここ厳密にいった場合、今のこのたびの火事が行った場合、加入資格があつて加入していたんだつたら問題ないわな。農家が入れるわけや。このたび火災いったところが、加入資格のないところに共済が仮に引き受けていたんだつたら、今回はよかつたと思う。来年度以降こういったところが引き受けできへんわけよな。そうだろ。そういうことが起こつたらこまるということを私は言いよるわけよな。そこらよろしく頼みます。これは終わります。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 23年度鳥獣害被害、かなりやってもらえることになっているのですが、今本当に、まだイノブタがすごい出没して、人に会つても人の方が逃げないといけなようなことがあつたということも聞いているのですが、そこらの農業振興部としての把握、ちょっとお聞きしたいのですけども。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 有害でシカ、イノシシの被害が8割強占めているなかでも私は、イノシシの被害というのは、ダメージが大きいと。シカよりは、と認識しております。

イノシシについては今言われているのは、福良地区中心で言われていると思うのですが、昨年度、有害の関係で免許とつてくれた方が3人おられます。この間も連合自治会とも相談しまして、福良は発生が多いのでなんとかしてもらえないのかという要望を受けていますので、そこで3人の方に普通免許とつただけでは猟期だけしかとれないのですが、有害の期間でも3人の方協力してもらえないのかと話をしまして、協力しましょうという返事もいただきましたので、3人を中心にワナを中心に捕つていきたいというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員　　今、福良中心というようなことを言われたのですが、まだ福良だけじゃないんよな。三原志知のほうからもずっと伊加利、阿那賀、あっちのほうまですごいんよな。そこらででも「檻をやっているんですか」と言ったら「いや」とかいうところもあるんですよ。

結構、民家に近いところまで出没しているということで、福良は僕も檻がなんぼあって、どこにやっているというのは聞いてよく知っているのですが、そこらの南あわじ市の地域全体として、檻が行き渡っているのかどうかというのもあるんですよ。そこらどうなんですか。

○廣内孝次委員長　　農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治）　　毎年、イノシシについてはワナを中心に捕獲しているのですが、共済のほうからも協力を得まして、22年度には16機、23年度には23機あったんですか。南あわじ市の鳥獣害対策協議会にも貸し出しをしております。というのは、ご存じのようにワナをかけるについても免許あります。猟友会の方をお願いして実施しておるのですが、捕獲をしていただいておりますが、なんせ猟友会の人的人数が南あわじ市全体をクリアーできるだけの人がおりません。今、この間も推進をしているのですが、各地区で免許をとってほしいと。そこ取った人については、優先的にワナを渡しますので、地域全体で取り組んでほしいと今、推進している状況です。昨年度も15名、今年度も年2回試験がありますので、6月と8月ですか、できるだけ被害の大きいところについては免許をとってほしいと。ワナについては市のほうから優先的に配布しますということで、今、推進に回っておる状況でございます。

○廣内孝次委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　大きなやつなんかは100数キロあるような、そういうのと対面するとびっくりしますわな。よくやっけていただいているのは本当によく分かるんです。しかし、特にイノシシというのは年に2回子どもを産む。また多産。子どもが多い。そこで食べるものがあれば増えるのは自然の原理。やっぱり食べるものをほしがるから、食べるものがあるところまで出て行くというのも自然の原理。

そんな中でイノシシにおいての伝染病とか、大きなことが入ると一遍に居なくなるのか

なというふうな思いもするんですが、檻で捕っていくというのも限界があるのかなというふうに思っておるのです。あのパーンというワナ、あれも危ないしなあ。一長一短あるんですが、今後何らかいい方策がないのか、また考えていってほしいなというふうに思います。

もう一点、4月の始めにね、タマネギを買って、知り合いのところに持って行ったのですが、そのとき10kg安くして貰って、1,500円だったんです。八幡の山本青果さんですか、あそこは2,000円で売っていたんですよ。今、すごく安くなっている。原因としてなんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） タマネギにつきましては、当初早生タマネギ、3月末から4月の出荷につきましては、委員ご指摘のとおり値段は良かったのですが、佐賀県産のタマネギにつきましては今回豊作というか、質、量ともに佐賀県産がよかって、佐賀県産のタマネギというのがこちらでいいますと、早生タマネギがメインでございます。そういう関係で佐賀県産が市場に出たところで値崩れしたというふうに聞いております。

また東日本大震災の関係で、経済的な関係で消費が若干伸びていないというのも原因かなと思います。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 次、西日本の原発とか、そういう震災についての影響はあるのかなというふうな影響があるということを目にしたのでね。原発等の影響については、かなり風評被害的部分が多いというふうに感じておるのでね、もしそれが一つの要因、原因とするならば、風評被害の払拭をするべき措置をとる必要があるのかなということで、ちょっと質問をさせてもらったのですが、この点はいかがですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 原発についての風評被害については、この前もキャベツで風評被害が若干シンガポールの関係が出ていましたが、これにつきましては、兵庫県

のほうもきっちり調べて兵庫県のほうまで原発の影響が出ていないというのが、各仲買業者さんも認識してございます。

地震の関係の影響というのは、経済的な関係でレストランとかそういうお店のほうはなかなか人が入ってこなくて、東京がご存じのとおり、日本の人口の10人に1人は住んでいるということで、大消費地の東京で経済がちょっと沈んでいる。そういう関係もあるというふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 しばらく前の新聞で、都市部の方が、一つの企業なんです、こちらの出身の人で、市内の農地を借りて、オリーブ園を作っていると。非常に大々的に言っていました。

私もたまたま二月ほど前に、都市部の友達の香典返して、オリーブ油のセットを送ってくれたんですよ。ろうそくにつけたこれはいったいなんやこれかと思って、本人に聞いたら「街のほうではオリーブ油、非常に人気がある」と、奥さん方にね。イタリア製やということで、そうやということでしていたのですが、新聞見ていましたら、そのかたも、息子がイタリアで勉強にいて、なんかそういう感じがしたのですが、2ヘクタール農地を借りて、栽培していると。これは非常にオリーブというのは、ご承知のように小豆島が大きな産地だと思うのですが、調べましたら、小豆島もオリーブだんだん長い年月、木が弱ってきていると。目の付け所がいいなと私は思いまして、南あわじ市にふるさとに目をつけて、オリーブ畑を広げようと、そういう思いは非常にいいこと違うかと思ったんですが、その辺、農業振興部としてはなんかどういいう見解を持たれているのか、新聞をお読みになったと思うのですが。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今、土居さんなんです、ネスレに行っていて、ネスレを早期退職して、そういうオリーブ関係のコンサルティングというのをイタリアのほうでやっております。私どものほうに2年前に相談があって「オリーブを植えたいんや」というようなことで、我々も農業振興部としても「どこに植えるんや」ということで、耕作放棄地等で、圃場整備もできていないような、そういう一般的に地の利の悪い

ところで栽培だったら我々も協力するというので、共々やっております。

ご指摘のとおり、2ヘクタールやっております。目標はといいますと、40ヘクタールです。本年度、遊休地等を利用してやっていこうと。一ついいなと思うのは、土居さんのほうの会社として運営する。会社が農地を借りてやると。その他、農業者のほうに苗木を配って育成すると。これから5年先でないと収穫は無理かなということなんです。担当についても木の大きさによって、関係があるんですが、今現在言われています、だいたい50万から100万以内でないかという収穫です。

あと、我々も小豆島のまねをするのではなく、南あわじ市としての特性を生かした中で、何か違いを出さないといけないなということで、イタリアのほうから苗木を持ってきてですね、今全国にないような品種を持って行って、これから南あわじ市をアピールしていこうと。今後は土居さんについても油を絞ってですね、それを製品化していきたいというふうなことで、そこでまた雇用もまた生まれてくるのではないかと期待しているし、放棄田の解消に向けての協力ということで、実際やっております。

金銭的な応援というのは一切しておらずに、土地の斡旋等、またいろんな6次産業、今いろいろ言われている中でのことをお聞きして、お手伝い等をしているというような状況です。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 部長からお聞きしたら、非常に有望な、期待されているということなんです。またあの新聞を見ていて思ったのは、部長もおっしゃったように、市内では休耕田であるとか、放棄田であるとか、年々増えつつあると。あの新聞記事みていたら、苗木を農家にお貸ししてというのか、土居さんが買ったやつを農家に植えて貰うと、育ててもらおうということであれば、放棄田とか、休耕田なんかの、休耕田は農家の方いらっしゃるから、放棄田というのうちの近所を見ていたら、まちのほうにいていて、後継者も誰もいないというようなところが放棄田になりつつあるんですよね。今までは息子が帰ってきてしていたのが、年取っていてしんどくなっていたと。もう万歳やというような放棄田が増えつつあると。その辺はやっぱり活用というのは難しいんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也）          そこらの活用をしているのですが、若干葉っぱをですね、シカが食べるということになってきますと、フェンス等の費用も結構かかってくるということで、旧の緑、また西淡というような方向のなかで、今作付けしていない現状です。

○廣内孝次委員長          森上委員。

○森上祐治委員          この新聞で出たんで、かなり市民の方とか、農家の方にこういうのがあると広がったと思うのですが、農業振興部としては、農協なり、直接農家の方にこういう、これは有望やからみたいなの、指導とか、情報宣伝とか、そんなのはなんかのかたちでされているのですか。

○廣内孝次委員長          農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也）          今、農地バンク等でいろいろやっておりますので、そこでこういう農地がありますよというのが、当然我々のところに入ってきますので、それを紹介しているような状況です。

○廣内孝次委員長          他に何か。  
原口副委員長。

○原口育大副委員長          タマネギで「淡路島たまねぎ」が地域団体商標を昨年末に取られたわけですが、主には商協さんなり、農協さんが、主体となってPRされておりますけれども、まず地域団体商標をとって、淡路島たまねぎを売り出していくということで、具体的にどういう部分をこの地域団体商標で有利になるというか、どういう部分を狙いとして、取り組まれているのか、どういう効果が期待できるのかというところをお聞かせ願いたい。

○廣内孝次委員長          農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）          淡路島たまねぎブランド化を目指して、このたび商標登録をしました。皆さんもご存じのとおり、「淡路島」は漢字で、ひらがなで「たまね

ぎ」でございます。

この狙いというのは、元々産地偽装と申しますか、そういう淡路島でつくられていないタマネギのことがあったりとか、淡路島たまねぎの製品の品質を向上を目指して、淡路島たまねぎの商標登録を行っています。

効果と思われまはすのは、当然ながら、消費者の方が安心して購入できるということと、ブランドを高めることによって、価格への反映が期待できると思ひます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 産地偽装等もあつて、こういうことがより重要になつてきていると思ひますが、最近ではトレーサビリティで生産地というものはきつちりと末端まで届くようにできるだけしないと思ひますけども、実際、今、これは農協さんなり、商協さんでは、どういったかたちで表示されているのか。例えば段ボール、あるいは末端までということになると、袋詰めした袋とか、タマネギ一個一個にまでシールを貼るとか、いろいろ考へると思ひますが、現状、農協さんなり、商協さん、取り組みに差があると思ひますが、それぞれどのようなことを主体としてやっておられるのかというものは分かりますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 表示の方法につきましては、先ほど委員ご指摘のとおり、各団体での取り組みの温度差はあると思ひます。出荷の方法によって段ボールでしたりとか、ご存じのとおりネットでしたりとか、一個売りはなかなかないと思ひますが、それを販売するときに消費者の方によく分かるように表示しますので、小さなところに淡路島たまねぎと表示を希望される方もございますし、そこら辺につきましては、玉葱協会に申請するときに、実際は相談しているのが現状でございます。

また、新聞等で淡路島たまねぎの商標をPRして、6月の広報にも載せさせていただくのですが、まだそれぞれの生産者のところまで浸透していないのが現実でございますので、今後、担当課としましても淡路島たまねぎの商標登録の協力とPRは進めていきたいと思ひております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 農協の場合は、それ以外にも安心安全とかですね、農薬履歴とか、兵庫県で言うと、兵庫ブランドとか、ギャップとかいろいろあるんですけども、それとの関連づけというのは何か例えば淡路島たまねぎというときの法制要因とか、認定要因とかですね、なかにそういう安心安全という部分との何か決まりというか、縛りというか、そういうものは地域ブランドにはないんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 淡路島たまねぎの商標登録を使うということに対する県玉葱協会の申請につきましては、今委員がご指摘されました県の安心安全の食品の認証等に関する、取っていないてはいけないということとはございません。

農協等の組合員であったりとか、要するに生産が地元でかならずされているような確認が取れば申請は可能でございます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 そしたら後、最近通販、インターネットで直接販売するとか、個人ブランドで淡路島たまねぎの場合人気があるので、かなり取り組みされていると思うのですが、これは地域団体商標となっているのですが、個人が淡路島で作ったタマネギをですね、外に向けて、こういう淡路島で作ったものやということで、それよりもランクが上の何か規格で作られてそれを表示するのは勝手ですが「淡路島たまねぎ」という地域団体商標というのは個人が使うことはできるんでしょうか。その辺はどうなっていますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 当然、委員ご指摘のとおり個人での使用も申請していたければ可能かと思えます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 最後にしたいのですが、今「個人でも」ということであれば、そこら辺をまた必要な人に届くようにPRをしていただきたいなど。どうも今、商協さんと農協さんとしか使えないような、私ども一般には持っているところがあるので、せっかく今、いろんなルートで販売されていますので、そういうことも考えていただきたい。

それと先ほどロゴの話があったのですが、ある人から指摘があったのは、広報の市の広報の5月号に産地のいろんなものが出たときに、淡路島特産のタマネギの「淡路島玉ねぎ」となっていたのですが、「たま」の部分が漢字になっていたと。細かい話なんですけど、今から市が出すものとかのなかでは、やはりせっかく商標を取った以上は、所管というか、市全体の出版物とかそういうものの表記に関しては、子どもの作文とかは別ですが、公がそこに向かってタマネギのことを売り込むようなときは、地域団体商標のロゴを守って、書くということが必要だと思うので、その辺の認識も合わせて伺いたい。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 今の質問にお答えする前に、個人でも使えるかという部部について、ちょっと勘違いしてしまっていて、あと確認させて貰ってから、次のときに報告させてもらいたいのですが、玉葱協会とか農協の組合員でないと使えないかも分かりませんので、そこはちょっと確認させて貰えますか。要するに農協に出荷しなくても農協の組合員で、個人で販売するふうにちょっととったので、個人でもいけるのではないかという答弁をさせてもらいました。

それとロゴの使い方につきましては、当然、市の広報とかに載せるのは十分担当課も注意してさせていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 それでは11時5分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時 5分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。  
農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 先ほど原口委員のご質問された淡路島たまねぎの商標登録の使用については、基本的に島内で産出されたタマネギについては、使用できるということでした。

個人で、インターネット等で使用される場合は、必ず県玉葱協会の方に問い合わせさせていただいて、内容等をご確認くださいということになります。

それから委員ご指摘のとおり、今聞いてきましたが、まだ問い合わせは十四、五件ということで、担当課としましても、PRには今後とも務めていきたいと思えます。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

他に何かございませんか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 この震災と福島原発の影響で、向こうのほうの中小企業なりなんなり、こっちのほうで、ちょっとというような問い合わせというのはいないかな。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 現在のところ、まだございません。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 一般市民の人で、関心のある人が「志知高校やほってある。丸山小学校やいろいろあるねんかと。あんなのを活用して、そんな企業を呼んでこい」とか何とか、よく言われるわけよ。頑張っしよるんやけども「距離的になかなか東北のほうから、関東の方からこっちまでというのは難しい」と言ってあるんやけども、できたらそんなことも考えてまた頑張ってください。

終わります。

○廣内孝次委員長 議長。

○議長（阿部計一） 一点、農業委員会にお聞きしたいのですが、旧町時代は、非農家が田んぼを買う場合には、南淡町は4反5畝やったのかな。今、南あわじ市になって、その規制はどのようになっていますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 下限面積につきましては、今現在5反となっております。

○廣内孝次委員長 議長。

○議長（阿部計一） ということは、例えばですよ、例えば阿万の人が緑・西淡・三原、阿万以外でそういう土地を取得すると。農地をね。それも5反買えば問題ないと。いっぺんに買うことができるという理解でよろしいですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 そのとおりですけども、通算距離というものがございまして、15km以内であれば、OKということになっております。

○廣内孝次委員長 議長。

○議長（阿部計一） 例えば阿万から15km以内といえどどの辺になるんですかね。例えば、三原でどのぐらいになるんですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 南あわじ市内であれば大方OKということになります。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 先般、5月17日、新聞にイングランドの丘の第2回の話合いがあったというふうに載っておりましたけども、その結果、両者話合いを、和解するようというふうなことが新聞に載っておったのですが、南淡路農業公園側としたら条件次第ですよというふうな新聞記事だったのですが、そこらの第2回の話合いの結果、どういふふうな今、現状なのか、ちょっとお聞きしたい。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 委員長、ちょっと休憩をお願いいたします。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時16分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。  
副市長。

○副市長（川野四朗） この間、新聞に載っていたとおりでございます。

○廣内孝次委員長 他に何かございますか。  
印部委員。

○印部久信委員 下水の管の敷設について伺いたいと思うんです。

今、市内全域で管の敷設がいろいろ行われているのですが、部長、課長どちらでもいいのですが、当初予定の何十パーセントぐらいまで管の敷設が完了したのですか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明）　　今現在、市内の整備率ですけども、今年の結果まだ出ていませんので、去年の3月31日現在で74.2%の整備ができています。ということで、管路が行っているということです。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　実は先日、生子地区が今から管の敷設をするということなんですが、我々平たく考えた場合、市道を掘って管の敷設をするということは、市がやっていることだから何も問題ないと思うんですね。ただ、農道とかそういう場合、そういうところに管の敷設をする場合は、担当課は関係者、どの辺までの関係者に対して話をし、承認というか、了解を求めているかということになるのかな。部落農会、地区単位でよろしいと言ったのか、一軒一軒、その関係周辺の農家、関係者に一軒一軒承諾を得ているのか。その辺どうなっていますか。

○廣内孝次委員長　　下水道部長。

○下水道部長（道上光明）　　一応、今申し上げました、農道の関係でしたら、土地改良区でしたら、土地改良区の長というか、土地改良区の代表の方に一応了解を求めます。その方が役員にかけるのかどうかは、ちょっとあれなんですけど、そういうことをやっております。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　農道の場合は、今言われたように、何らかのかたちで関係者に声をかけて承諾を得るということですね。

この農道とか、そういう場合の管の敷設に対しては、これはなんか市は条件出しておるのですか。例えば金銭的条件、あるいは将来農道が市道になったときの条件とか。私はその辺のことは詳しくわからないのですが、何らかの条件は出しておるのですか。それとも何にもなしで管の敷設をしますから、お願いしますと言っているのか、どちらですか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 下水道管永久的でございますので、何らかのかたちの了解を得る前には条件というか、お願いなんですけども、永久的なというか、将来ずっとお願いしたいということで、言っております。途中で「これ除けてくれ」と言われても除けられることができませんので、一応、すべて永久的なということでお願いしています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 細々したことを聞く訳ですが、そのお願いというのは、無償でお願いしているのですが、何らかの有償とか、その辺はどのようになっていますか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） ほとんどが無償でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで今言った、市道、農道はそれはそれでいいですわね。

それでこれだけ広範に管の施設をしていた場合に、私道、そういうところに往々に管の敷設がかかるという場合もあるんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） それは時と場合でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その場合は、今言ったように、農道と同じような条件でお願いしているのですか。これは有償ですか。無償ですか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これはほとんどが無償でお願いしているのですが、場合によっては、どうしても場合によってはお願いして、有償の場合もございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今まで計画の74.3%の敷設をしたわけですが、今、部長の言われたような有償というようなところは、何カ所ぐらいありますか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） かなり少ないのですが、一応、管路、ときと場合によっては電柱を立てたり、いろいろしますので、その部分について、今、何カ所かというのは把握しておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 金額的にはどのようなものだったのか、ここで言える範囲で結構ですので、こういうときにはこれぐらいの金額がありましたということが言えるのであれば、言って貰えたらと思うのですが。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 市の今、管財が出しています占用とか、そういうようなものに載っておりますので。メーターというか平米というか。ちょっと相談させていただきます。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時22分)

(再開 午前 11時28分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。  
下水道部長。

○下水道部長 (道上光明)

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長 (道上光明) これは管路、それから電柱と、有償であれ、無償であれ、その対象者の方に、契約書なりを一筆巻きまして、最初言われたように、将来、土地の売り払いがもしあったとしても、これは永久的に残るといような文書は交わしていません。契約させていただいて、ハンコも押して貰って、双方認めさせて頂きまして、永久に残るものですから、今さら除けろと言われても除けられるものでございますので、そういうような文書で交わしております。

○廣内孝次委員長 「平米あたり」という質問がありましたけども、それについて、どうですか。  
下水道部長。

○下水道部長 (道上光明) 今、平米あたり、百何円か何十円か、なんかそんなもんだと思うんです。今、ちょっと調べます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 後でよろしい。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。  
他になにか。

原口副委員長。

○原口育大副委員長　　今、下水道の話が出たので関連ですが、下水道の今言ったような工事をするとき、水道の工事にいろいろ関連があるときがあるのですが、その中で、消火栓が例えはないと。この辺にほしいというときになった場合に、防災とか、水道とか、三者ぐらいで協議しないとできない話だと思うのですが、仮に単独でやろうと思ったら道路を割って、また埋め戻してという経費がかなりかかると思うので、この際というか、そういう機会を捉えて、地元の要望があつて、例えば消火栓を付けたいというような話があるのであれば、そういうのは、漏らさないように吸い上げるようなことをしていってないと、工事が終わってからもし言ってきても、とてもまた経費がかかりますよという話になってしまうのですが、実際そういう事例があるかないかちょっと知りませんが、下水道としてですね、水道課なり、防災課なりと今後、水道管の太さの問題もあると思いますので、地元が、消火栓がほしいというようなことについての協議といますか、そういう窓口的なもの。

私は地元にも、例えば工事の説明があるときとかにですね、もしそういう要望があれば言ってもらうとかですね、配慮があつたほうが、後々地域のためにもいいと思うのですが、そこら辺の認識はいかがですか。

○廣内孝次委員長　　下水道部長。

○下水道部長（道上光明）　　今、委員おっしゃるように、下水道工事をする前には地区の住民の方を集めて工事の説明会をします。そんなこと、今、住民の方、ご存じでございますので、だいたい消火栓してくれないかというような要望がそのときに出てきます。そのときには一応、その管路がどういうふうになっているか、できるか、できないか。近くにまた消火栓がないか。それを聞いてくれないかということで、うちのほうから直接地区のほうから水道課なり、防災課なりと協議をしてくださいということで、それはこちらのほうから伝えたり、地区の方からあげてもらったり、それは両方、その場で絵を描いてやっています。

○廣内孝次委員長　　原口副委員長。

○原口育大副委員長　　消火栓を付けるだけの経費と、例えば道路を割って、また修復してという経費まで含んだ場合とかなり違うと思うんです。市からの助成もあると思うのですが、その助成がどの程度か知っていたら教えてほしいのですが。

例えば下水道の説明に地元へ入ったときに、消火栓のことまでピンとくるかという、必ずしもこないのではないかという気がするのです。そういうのが常々溜まっているところはいいと思うのですが、土地全体のことを考えたら、そういう地元に入る機会のあるときには、そういうこともあるのかなということも説明ができるようなことでないですね、やっぱり自治会長さんも変わっていったりする場合もあるししたら、要望も変わってくると思うのですが、そこら辺もあわせて準備していて、説明とかを進めていっていただくのがいいのではないかと思うのですが、そういう体制にはできませんか。

○廣内孝次委員長　　下水道部長。

○下水道部長（道上光明）　　今、おっしゃるように、よく出てきますので、一応そういうふうにもっと徹底してもっていきたいと思います。

○廣内孝次委員長　　よろしいですか。

他に何かございませんか。

印部委員。

○印部久信委員　　ちょっと確認したいのですが、サンライズとサイクリングを指定管理しているわけですが、指定管理料は入っていますか。確認ですが。

○廣内孝次委員長　　産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐）　　サンライズとサイクリングの指定管理料、使用料ですけども、請求書を送っているのですが、今まだ入っていません。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　入っていませんということなんですが、まずこの指定管理料の金額

をちょっと記憶が定かでないので、まず指定管理料はいくらいくらになっていますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンライズ淡路につきましては、基礎の収入額が1億円以下の場合は、収入額の13%。1億円を超える場合は、1億円を超えた分について5%を足すということになっております。

それとサイクリングターミナルにつきましては、基礎収入額が1億円以下の場合は、基礎収入額の15%。基礎収入額が1億円を超える場合は、超えた分の5%を追加するようになっています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは年度が終了して金額が確定した時点で、一括して指定管理料を納付してもらっているのか、もしくは1年度の指定管理料を見越して、予測して、月々納付して、最終月にアジャストして、天井を合わせておるのか、どのような収納方法をとっていますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 収納方法につきましては、3月の最終的に基礎収入額ができた時点で一括して請求しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういふことになりますと、22年度分のサンライズ、サイクリング、おのおの指定管理料はいくらになりますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今、その基礎資料は持っていませんけども、記憶では

両方足して2,000万円ぐらいだと記憶してございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この2,000万円、今次長がまだ入っていないということは、私どもはどのように理解したらよろしいかなあ。全額入っていないというふうに理解しているのか、部分的に入っておると理解しているのか、5月31日の出納閉鎖までに完納すると理解しているのか。どちらですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今現在入っておりません。そのサンライズ、一括して入れて貰うのですが、5月31日までにに入れて貰えるように協議はしている途中でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今次長の言われた、双方2,000万円、これは指定管理者が同じ人なんで、双方というでもいいと思うのですが、5月31日までにに入れて貰えるように交渉しておるということは、今はゼロと理解しているんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今はゼロと理解してもらって結構です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 21年度はどうでしたか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 21年度の決算につきましては、サンライズ淡路が1,366万2,492円。サイクリングターミナルが851万5,268円になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 21年度の指定管理料が一括でいつ収納されましたか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 私の記憶では5月末に一括して入ったと記憶しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 基本的には3月31日に基本としているんでしょ。基本的には。それが納付されないということで、出納閉鎖までの猶予をもって、2ヶ月間の猶予をもって支払いをお願いするというか、収納して頂くというような交渉をしていると思うのですが、31日まで来ていない時点で、見通しというようなことを聞くのもいかがなものかと思うのですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この前も再々、5月に入って、連絡は取っているのですが、5月31日を目指して進んでおります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 3月31日までに基本的に納付するというのが、前提で、もしそれが具合悪いときは、出納閉鎖までということが、こういう行政の場合は、そういうようになっておるように思うのですが、これ私思うのですが、昨年度もそういうことがあっ

たという場合にですね、これは担当部、指定管理者と話をしてですね、誰であっても言えることなんですが、一括してこれだけの高額な指定管理料を支払うというのは、毎月除けていったらできないことはないのですが、毎月この分を除けていくということは、毎月市の方に納付しても理屈は同じだと思うんですね。

やっぱり21年度の指定管理料も3月31日に入らなくて、5月末までになったということになった場合よ、担当部局として、指定管理者に対して納付方法を、一年一括千数百万円でなしに、月々こういうような納付方法もあるけれどもというような、そういうような協議はされましたか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 指定管理をしたときには、そういう協議をしております。

ただ、うずのくにの大鳴門橋記念館、鳴門みさき荘につきましては、毎月3%の使用料をいただいております。それで3月については、翌年度のほうに収入を上げておる状態で、今後そういうふうな収納方法、一括ではなく、半分にするとか、それは今から協議していかなければならないと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 うずのくにの場合は、あれは株式会社で市も23.5%かなんぽか出資して、いわゆる管理料として、売り上げの3%ということですね。なおかつ決算書を見ますと、出資に対する配当もされていますね。会社としてやっているわけですね。

その会社として、うずのくには指定管理で営業しておるところでも月々市の方に3%納付しておるわけですね。サンライズ、サイクリングの場合は、こちらが相手の方に100%指定管理しているわけですね。うずのくにの場合は、株式で23.何%の関与をもってやりよるわけです。そこでさえ月々それだけのことをやっているのに、ああいうところも今後、今回どうなるか分かりませんが、使用して月々やるほうがいいのではないかと思うんですよ。こういう事態があるから。

丁度金額、サンライズで、サイクリングで2,100万円ぐらいでしょ、指定管理料。

うずのくにの3%の、あそこも全部7億円ぐらいの売り上げで、2,000万円前後の

3%で2,000万円前後になると思うんです。ほとんど同じような納入金額になるのでね、やっぱりこれは担当部長か次長がよく分かりませんが、ご互い集めやすいように、払いやすいように、やっぱり双方協議しておかないといけないんじゃないかと、ということ要望して来月にしときますわ。

終わります。

○廣内孝次委員長           他に何かございませんか。

よろしいですか。

ないようでございますので、その他に入りたいと思います。

その他何かございませんか。

よろしいですか。それではその他を終了します。

それでは、報告事項に入りたいと思います。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）           資料配らせていただけますか。

○廣内孝次委員長           資料配付をお願いします。

（資 料 配 付）

○廣内孝次委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）           それでは今、お手元にお配りさせて貰った資料に基づきまして説明させていただきます。

今年のゴールデンウィークの南あわじ市主要施設の入り込み数でございますが、ゴールデンウィークが終わりまして、宿泊施設につきましては5か所、集客施設につきましては6か所に問い合わせをかけまして、お手元の表のとおりまとめさせてもらっています。

今年のゴールデンウィークにつきましては、当初震災等がありまして、各イベントの中止とか、また旅行等の外出の自粛、そういうムードが高まっていまして、大幅に減少するのではないかと予測しておりました。ところがゴールデンウィークを終えまして、南あわじ市内の主な観光施設につきましては、調査したところ、ほぼ昨年並み、宿泊施設につつま

しては、112%と増えております。

集客施設につきましては、イングランドの丘と、人形浄瑠璃館、これが約1割程度増えておるという結果が出ております。

その原因については詳しく調べておりませんが、今言ったように近いところで日帰り、マイカー等による観光客が増加したのではないかと分析しております。

以上報告させていただきます。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 この資料にはないのですが、今回の原発等の影響で修学旅行生とかがこっちへ向かっておると聞いたのですが、その影響というのは、こういったシーズンにあったでしょうか。

以前から地引網体験とか、かなり好評だったと聞いているのですが、そういう部分もぜひ調査していただけたらと思うのですが、そこら辺状況をもし分かっていたら。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 修学旅行生等の入り込みにつきましては、丁度、調査した期間がゴールデンウィーク、4月26日から5月8日ということでしたが、実際、修学旅行はこの期間は外しているというふうに考えておりますので、これから6月にかけて修学旅行生が見込みできるのではないかと考えております。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農林振興課のほうから、今月5月13日に市内の家畜のところで口蹄疫の疑いが報告され、検体を農水省の検査団体、東京にございますが、そこに送付するまでに至りましたので、本日委員会のほうで報告させていただきます。

なお、検査結果については、簡易検査では口蹄疫ではございませんでしたので、まずをもって、先それを報告させていただきます。

5月13日に午後6時ごろ家畜保健所のほうから、市内の家畜農家に職員が行って、口

蹄疫と思われるので、職員が移動禁止というような措置をとりましたということで、報告がございました。農林振興課のほうで、すぐに職員は三原庁舎のほうで待機という措置をとって、体制作りを進めました。

それから8時5分に県庁のほうより、獣医師の検査と農林水産省との写真のやりとりでは、ほぼ口蹄疫でないだろうという報告をいただいたのですが、簡易検査を東京でするので、検体を9時過ぎの最終の新幹線に乗せて送るといったようなことがあったので、一応、市のほうとしましては、関係機関にそういう状況であることを報告しております。

それで、簡易検査につきましては、14日の午前10時よりしていただいて、結果が出たのが3時50分ごろでございます。14日の3時50分に簡易検査でも口蹄疫でございませぬという報告をいただいております。

なお、簡易検査の次に、ウイルス検査と抗体検査というのがございまして、この検査には約1週間の期間が必要ということで、結果は本日5月23日に出るとのことだったので、委員会に来る前、午前9時現在は、まだ家畜保健所のほうに届いておりません。

廣内委員長のほうには16日の朝、報告をさせていただきます。

この口蹄疫の疑似的な状況を受けて、農林振興課のほうでも、いろいろ運営等の検討させていただいたのですが、家畜保健所の報告によりますと、口蹄疫の怪しい検体が出るのが翌金曜日の夕方ということで、土日にだいたい協議会の体制を行います。そういうところで市としましては、職員の動員とか、道路の消毒等につきましても、夜間対応するというところになる場合が多いので、そういうところは議員さんのご理解をいただきながら、すぐに対応していきたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

○廣内孝次委員長      何か。

印部委員。

○印部久信委員      部長、昨年度も宮崎で口蹄疫が出、韓国でも口蹄疫が出、南あわじ市でも対策協議会をしたのですが、そのときに出ていた話で、今履行されておるか確認したいのですが、まず出たときにはとにかく、殺処分はともかくとして、周辺あるいは道路、ポイントを消毒を徹底するというので、部長も消石灰でやるのか、何でやるのか、酢も効く、何も効く、大量にストックもしておくというようなことも言っておった。

そのときに一番ネックになっておったのが、動噴がないということがネックになっておった。それをどうするかということだって、当時はまだ「そのときは出たときは農家のあるところから借り入れてでもやったらいいじゃないか」というような、のんきなことを言っていたのですが、そのときに、市としても動噴の一つや二つはどっかで保管しておく必要があるのではないかというような話も出ていたと思うのですが、その後どうなっていますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今回の消毒については市より7班を考えておりました。

結論からいいますと、動噴は持ってなかったです。しかし各7班におきましては、農家出身の職員をあてまして、動噴の対応をしたところがございますが、実際動噴は持ち合わせておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから部長、今回も市の農家出身者に動噴があるかないか聞いて、お願いして借りるということではなしに、足らずは借りないといけなんですが、市として基本的には一つや二つは常にどこかに確保して置いておくということぐらいなかつたらいかんと思うんよ。補正組んでまでしろと言わないけども、来年度に向けてそういうことを考えておいてください。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 前向きに対応したいと思います。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

砂田委員。

○砂田泉洋委員 今、説明では16日に委員長に報告してあったと。何もなかったからいいのやけども、もし口蹄疫だったら大変なことになると思う。

だから委員長も聞いたらもっと早く産建の委員には言ってもらわないと具合が悪いと思うわれ。今日、わし聞いて初めて聞いて知ったんよ。これもし口蹄疫だったら大変なことになるとるで。今、印部委員言われたように消毒の機械もない。ちょっと大変なことやで。動噴の2つぐらい20万円ぐらいと違うけ。早急に用意しておかんといかんで。薬剤との。

委員長も聞いておったら電話でも連絡してほしかったと思うわの。

○廣内孝次委員長 今後気をつけます。

農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 準備態勢については万全をということで、それなりの我々としては班編制もし、県の指示なくですね、我々としては準備もしていました。最悪のことも考えて埋設の場所、重機であったり、24時間以内に殺処分しなくてはいけないということで、緊迫したなかでの対応というのは我々としては100点ではないですけども、それに近いような対応をし、やっていたということだけ報告させていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 他に何かございませんか。

それではないようですので、これで所管事務調査を終了したいと思います。

本日はどうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時55分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 5月23日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣 内 孝 次